

市内事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染防止のため衛生対策に取り組む「新しい生活様式対応」への費用を補助します!

◇対象者(※原則、市税に滞納がある場合は対象外となります。)

新庄市内に事業所を有する中小企業者(個人事業者を含む)の方

(系統出荷による収入のみである個人農業者、農事組合法人は対象外となります)

◇補助率及び補助額(1事業者当たり)

補助率:10/10 補助額:1万円～最大10万円

下の経費区分の合計が1万円未満の場合補助対象となりません。また「①衛生用品費」の上限額は5万円となり「②店舗改修・設備導入費、③システム導入費」を合算した上限額が10万円となります。

◇補助対象経費

令和2年4月7日(政府の緊急事態宣言発令日)から**11月30日までに実施(支払い完了)**した「新しい生活様式」へ対応した環境整備事業に係る下記対象経費の合計額(千円未満端数切捨)

経費区分	対象経費となる例
① 衛生用品費 (上限額:5万円)	マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒液、仕切り用のアクリル板、透明ビニールシート、防護スクリーン等の購入経費
② 店舗改修・ 設備導入費	新しい生活様式に対応するための店舗改修、換気設備(換気扇、空気清浄機等)の購入、施工経費
③ システム導入費	EC販売やオンラインサービス、テレワーク環境の整備等に向けた専用ソフトウェアや情報システム、ウェブカメラ、マイクの購入・構築経費

※国、県や市町村等が助成するほかの補助金等と重複するものは補助対象外となります。

◇申請方法

次の書類を下記宛先まで郵送にて提出してください。

① 補助金等交付申請書(様式第1号)

② 事業実績書(様式第2号)

③ 請求書と振込口座の写し(口座名義人(カタカナ)の記載されたページ)

③ 補助対象経費の支出に係る資料(領収書等)の写し

④ 事業の実施状況が確認できる書類(状況写真等)

※ 店舗の改修及び設備等を導入又は施工に要する経費の申請をする方のみ

⑤ 直近の確定申告書等の写し(個人事業者のみ、法人の方は提出不要)

◇申請(実績報告)締切 **令和2年12月28日まで**(当日消印有効)

申請書送付先(お問い合わせ先)

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号

新庄市商工観光課企業立地・商工振興室TEL:0233-29-5847